

静岡県新文化施設運営事業

競争的対話実施要領・様式

令和8年1月13日

静岡県

目次

I. 本競争的対話の目的.....	1
II. 参加対象者.....	2
III. 実施日時・場所.....	2
IV. 実施手順.....	3
V. 留意事項.....	3
様式 1 競争的対話参加者申込書.....	4

I. 本競争的対話の目的

静岡県（以下「県」という。）は「静岡県新文化施設運営事業」（以下「本事業」という。）の趣旨に対する事業者の理解を深め、県の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、参加資格確認通知書の送付を受けた応募者との間で提案締切までの期間に下記の項目について全2回の競争的対話を実施する。

1. 本公募に関する対話

応募者からの意見を聴取し、募集要項等の不明点を解消するとともに公募に関する課題を確認して募集要項等に反映すること等を目的に行う。対話の結果、必要に応じて募集要項等を改訂する。

2. 提案内容に関する対話

より的確な提案を応募者に求めるため、募集要項等の内容について県と応募者の認識に齟齬がないか、応募者の予定する提案内容が要求水準を満たしているかをあらかじめ確認する。

「提案概要書」(任意様式)を、静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課へ電子メールにて対話実施の3営業日前までに提出すること。 ファイルはPDF形式で提出することとし、メールを送付する際のタイトルには「【静岡県新文化施設】競争的対話における提案書概要（代表企業名）」と明記すること。

○ 提案書概要（任意様式、A3・1枚程度）

静岡県新文化施設利活用基本計画におけるコンセプトの実現を目指した提案、及び東部伊豆地域ネットワークとの連携のアイデアを記載すること。

また、以下のA)からC)については必ず記載すること。

A) 事業全体に係るもの

- ・ 開業予定日及び開業準備期間の事業内容
 - 開業予定日及び想定している開業準備期間
 - 修繕等に要する費用

B) 設置管理条例の制定に係るもの

- ・ 各施設の利用料金（使用料及び入場料）想定
 - 応募者の想定している、各建物、庭園における利用料金等
 - その根拠となる事業収支試算

区分	企画展等	貸館（展示棟）	貸出（庭園）
料金	入場料	使用料	使用料
営業時間			
備考	年齢区分等	施設内区分等	上部・下部等

- ・ 各施設の利活用想定
 - 応募者の想定している、各建物、庭園の利活用内容

実施方針等の想定		利活用内容（応募者想定）
公の施設	旧チケットセンター	
	旧展示棟	
	上部庭園	
	下部庭園	
行政財産	旧ガーデナーズカフェ	
	旧ガーデンレストラン	
	旧カジュアルダイニング	
	旧ギャラリーショップ棟	

- c) 実施契約書に係るもの
- ・ 各年度の県負担金額及び年次、四半期ごとの支払い額（別紙5、8）
 - ・ 物価スライドの取り決め（別紙9）
 - 物価高騰の反映時期（3か年ごとに上昇率を算出して協議等）
 - ・ 加入を想定している保険の補償内容

II. 参加対象者

- ・ 競争的対話は、第一次審査により、参加資格確認通知書の送付を受けた単独の法人又は複数の法人（構成員及び協力企業）で構成されるグループ単位で行う。
- ・ グループの場合、全ての構成企業、協力企業の参加は義務付けないが、代表企業は必ず参加すること。
- ・ 参加者は、競争的対話参加申込書（様式1）に記入の上、静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課へ電子メールにて対話実施の3営業日前までに電子メールにて提出のこと。メールを送付する際のタイトルには「【静岡県新文化施設】競争的対話参加申込書（企業名）」と明記すること。
- ・ 参加人数に制限は設けないが、会場の都合により、別途、調整することがある。なお、WEB会議システムによる参加も妨げないが、必要機器の用意や接続等は応募者が自ら行うこと。

III. 実施日時・場所

1. 実施日時

第1回：令和8年2月24日（火）から令和8年3月9日（月）

第2回：令和8年3月24日（火）から令和8年3月26日（木）

なお、具体的な日時は決定後に応募者の代表企業へ通知する。

2. 場所

旧ヴァンジ彫刻庭園美術館（静岡県駿東郡長泉町東野347番地1）（予定）

IV. 実施手順

1. 開始前

- 提案概要書以外に追加で図や資料等を提示する場合、対話実施日の3営業日前までに電子メールで提出すること（ファイルはPDF形式とすること。）。
- 当日、参加者が新たな図や資料等を配布する場合は、県参加者分の資料を5部持参すること。
- パソコン等は応募者が用意すること。なお、プロジェクター、スクリーン、電源は県が準備するものとする。
- 応募者は、開始時刻の15分前までに会場に集合すること。

2. 当日の進行

- 全体の司会進行は県が行う。
- 対話は1参加者あたり最大120分とする。時間の都合で取り上げなかつた議題や質問については原則として回答しない。
- 参加者間の公平性の確保を図るため、質疑応答中であっても予定時間を経過した時点で、対話は終了とする。ただし、議題ごとの時間制限は設けない。

3. 結果の公表

競争的対話の内容は原則として非公開とする。

ただし、公平性確保の観点から全応募者に明示すべき条件が判明した場合は、事前に応募者へ公表資料の内容を確認したうえで県公式ウェブサイトにおいて公表し、あわせて募集要項等の修正を行う。

V. 留意事項

競争的対話には県職員のほか、本事業に係るアドバイザー業務を受託した者が出席する。なお、競争的対話の内容は審査委員会に報告される。

本要領に関する資料の提出先・問い合わせ先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課

住所：〒420-8601静岡市葵区追手町9番6号

電話番号：054(221)3271

FAX：054(221)2827

E-mail：arts@pref.shizuoka.lg.jp

ウェブサイト：

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/bunkageijutsu/bunkaseisaku/1057395/index.html>

様式 1

令和 8 年 [] 月 [] 日

競争的対話参加申込書

応募企業 または 代表企業	商号又は名称	
	所 在 地	
	代表者名	
担当者	所属	
	役職・氏名	
	所在地	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	

参加者氏名	所属企業および役職	本業務遂行時の役割